

【現状と課題】

- ・子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が求められている

1 多様な子育て支援サービスの充実

- ・子育て中の保護者の育児相談や、親子で交流を図るための施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要がある
- ・幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えている
- ・幼稚園の預かり保育や、育児相談をすることのできる施設など、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、それぞれのニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要がある
- ・DV被害が20代から40代の比較的若い世代の女性に多いことから、児童虐待担当部門とDV対策担当部門が連携しながら支援する必要がある
- ・地域福祉の推進には、社会福祉制度などの公的サービスだけでなく、住民、ボランティア、NPO等の自主的、主体的な地域活動のほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業などの民間組織の力を活用した活動を一層促進していく必要がある
- ・地域連携アクティブスクールでは、中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てるとともに、きめ細かい教育相談体制により生徒の成長を支える指導の充実を図っている

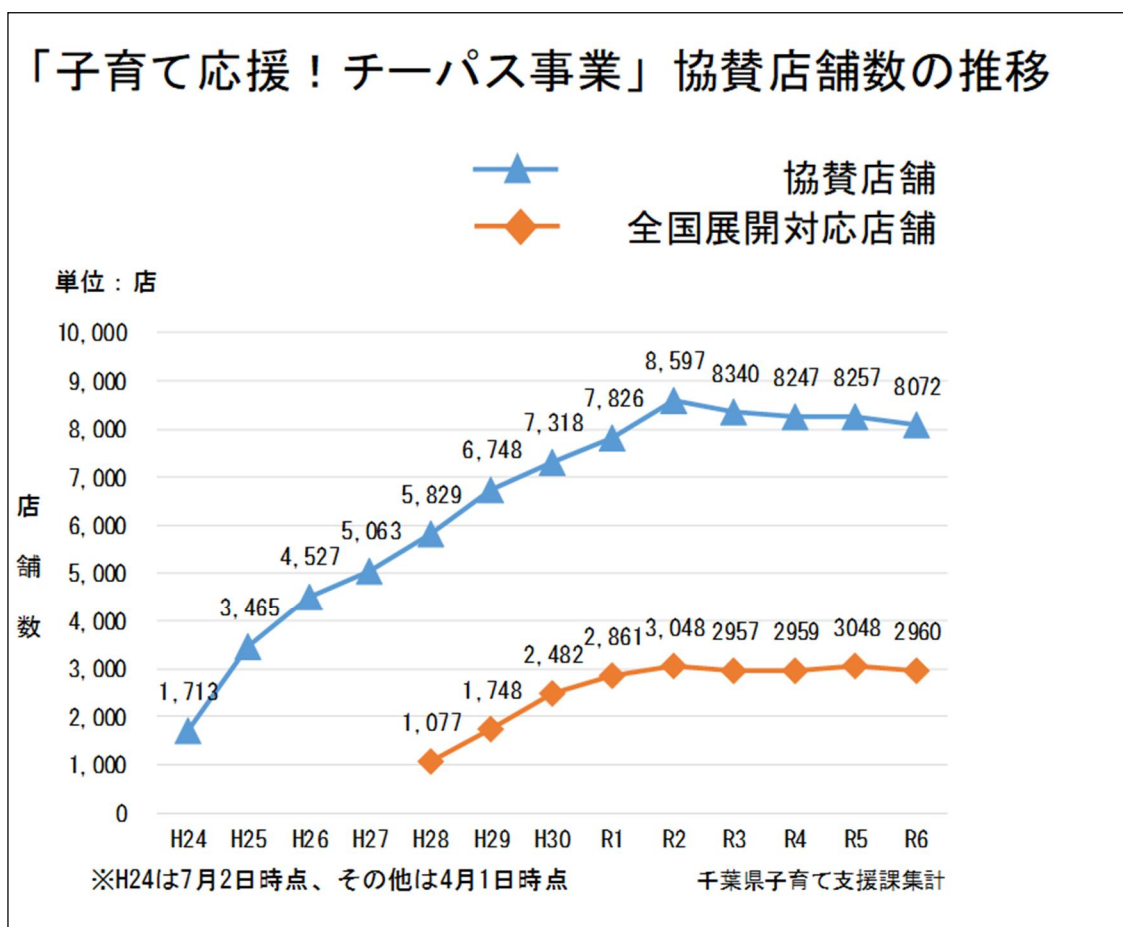
2 企業参画による子育て支援

- ・子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備するためには、地域社会や社会福祉法人、NPO法人、企業などの民間団体の力を積極的に活用し、地域全体で子育てを支援する体制づくりが必要であり、そのための気運の醸成を図ることが重要

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

- ・身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域とのつながりの変化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化し、子育て中の保護者が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっている
- ・全ての保護者が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供とともに、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しての相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していく必要がある
- ・家庭教育の支援を行う上では、学校、家庭、地域がそれぞれ相互に協力・協働して、子どもの発達にとって必要な取組を工夫し、実践していくことが求められる

(関連データ)



私立幼稚園預かり保育補助実績（千円）

区分	R 3 年度実績			R 4 年度実績			R 5 年度実績		
	園数	平均補助額	金額	園数	平均補助額	金額	園数	平均補助額	金額
預かり保育	232	-	350,074	228	-	350,276	221	-	365,758
通常分(平日)	231	1,255	289,991	227	1,253	284,466	221	1,349	298,285
休業日(土日)	14	117	1,646	13	129	1,680	12	127	1,532
休業日(長期)	197	296	58,437	199	322	64,130	197	257	65,941

子育て支援活動推進事業実績

（育児相談・カウンセリング事業、子育て講演会・講座等開催事業、子育て交流事業、園庭・園舎開放事業、地域との交流事業）

年度	申請園数	補助要望額（千円）		決算額（千円）
		平均	総額	
H30	201	591	118,800	128,000
R1	181	636	115,140	100,000
R2	161	596	96,090	96,090
R3	164	659	108,110	100,000
R4	195	701	136,670	100,000
R5	198	759	150,350	100,000

○家庭教育支援チーム体制整備

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	62.2% (33 / 53 市町村)	47.1% (25 / 53 市町村)

資料：千葉県生涯学習課「家庭教育支援に係る各市町村の実施状況について」（令和4・5年度）

○地域学校協働本部導入状況

導入率(政令市除く)	R5	R4
千葉県全体	69.7%	59.0%
全 国	71.7%	69.2%

資料：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（令和4年～6年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 多様な子育て支援サービスの充実

若者が積極的に地域づくりに参画し、その柔軟な発想や若者が主体となった取組により地域に新たな魅力を付加することが、地域の持続や発展に寄与することから、体験学習の充実など、若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどの支援を行います。

支援を必要とする児童生徒や家庭に対して、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

家庭に向けた啓発用パンフレットを作成し、就学時健診及び1歳半健診の際に配付する他、小・中学生、高校生のいる世帯の保護者向けにも配布していきます。

・地域とともにある学校づくり

地域連携アクティブスクールにおいて、学校と地域が協働することで、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。

・延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへ対応した取組を支援します。

・子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設等の充実を図ります。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。

子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成します。

2 企業参画による子育て支援

- ・企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や「チーバくん」を活用した子育て応援事業）を推進します。

子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、優待カード「チーパス」の提示により、子育て家庭が協賛店舗から各種サービスを受けることのできる「子育て応援！チーパス事業」を実施します。リーフレット等の配布により事業の周知と協賛店の確保に取り組むとともに、県公式 LINE アカウントを活用した「チーパス」の運用など、利用者の利便性の向上に取り組みます。

県が行う子育て支援施策への協賛を目的として、事業者が専用デザインの「チーバくん」を活用して行う取組に対し承認等を行い、県全体で子育て家庭を応援する機運の醸成と、県の子育て施策の推進を図ります。

3 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

- ・地域全体で子育てを支援する意識の高揚

子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域で体制づくりを推進します。

- ・家庭・学校・地域が連携した、家庭教育への支援

地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

学校の入学式や保護者会、企業での社員研修等、様々な機会を捉え、保護者の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組の充実を図ります。

- ・地域交流の場づくりの推進

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を市町村と連携して推進します。

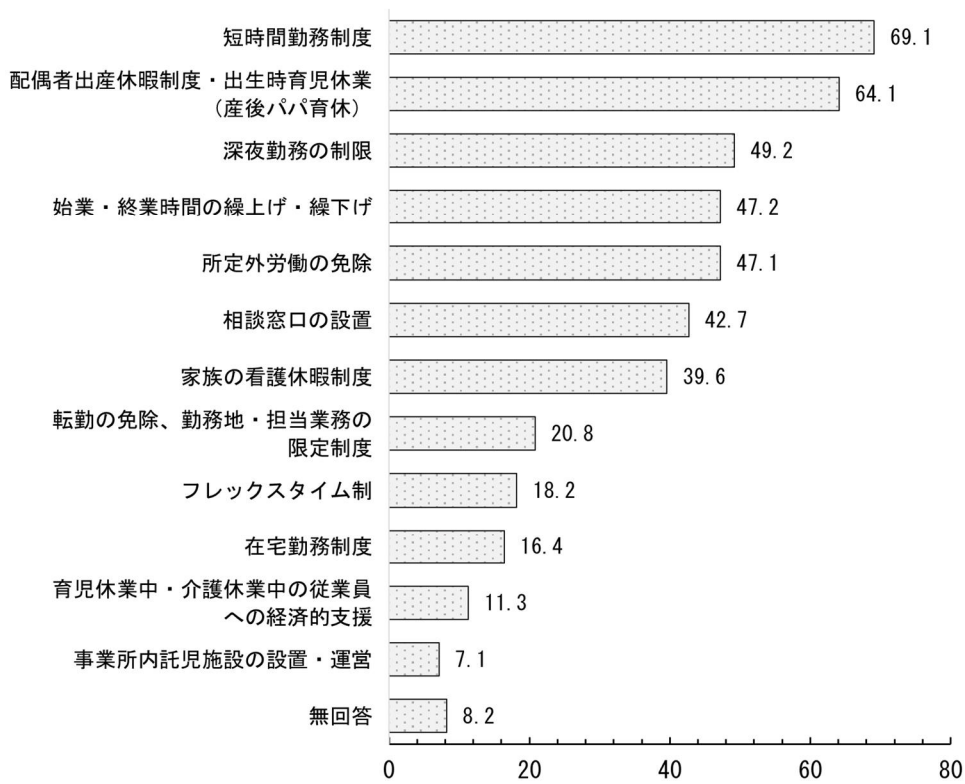
より多くの幅広い地域住民等が地域学校協働活動に参画できるように、その基盤としての地域学校協働本部の設置を市町村と連携して推進します。

【現状と課題】

- ・家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共育を推進する必要がある
- ・安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、働きやすい職場環境づくりを推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切
- ・国の調査によると、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は令和2年から令和5年の間、ほぼ横ばい（令和5年は8.4%）であり、年次有給休暇取得率についても、令和4年度は62.1%と過去最高の数値となっている一方で、政府目標である70%とは依然乖離がある状況
- ・このような状況に対して、県内企業の働きやすい職場環境づくりの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様な柔軟な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要がある
- ・特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要がある
- ・男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進する必要がある
- ・令和元年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話や子どもの学校行事などへの参加を「主に妻が行う」と回答した方が最も多く、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っている
- ・母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、ともに責任を負う社会の構築が重要

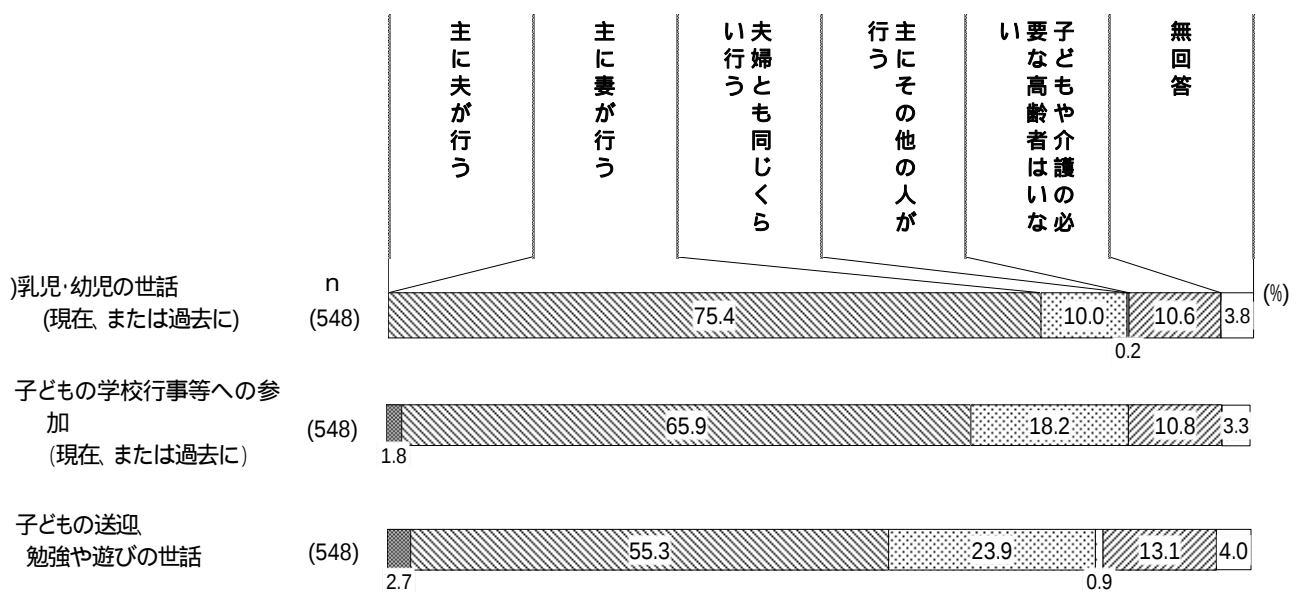
(関連データ)

育児中の社員に対する支援制度・配慮の取組



資料：千葉県商工労働部雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」（令和5年度）

家事等の役割分担【千葉県】



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

企業経営者や人事労務担当者に対し、働きやすい職場環境づくりに向けた周知啓発を行うとともに、中小企業に対して働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた助言を行います。また、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場環境づくりに向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。国（千葉労働局）、市町村、企業・経営者団体等と協力体制を構築して取組を促進します。

企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓発を行います。賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを産み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを推進します。結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

【現状と課題】

- ・子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減し、保護者等の経済的事情に関わらず、進学先を選択できるようにすることが必要
- ・子育てにかかる費用について、助成制度の充実等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要

1 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減

- ・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始し、3歳から5歳までの全てのこどもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とするこどもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となっている
- ・県立学校における就学援助費（医療費・学校給食費）は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して就学援助費（医療費・学校給食費）を援助（医療費については学校保健安全法により要保護準要保護を、学校給食費については学校給食法により要保護のみ援助）
- ・要保護及び準要保護者の認定は、各学校から申請された者について、千葉県要保護児童生徒及び準要保護児童生徒認定要項に基づき審査を行い認定しており、県立学校の要保護・準要保護児童生徒数は、例年同数程度で推移、ほぼ横ばいとなっている

2 高等教育費の負担軽減

- ・令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が開始し、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が援助又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われている
- ・看護師、保育士、保健師などを目指す学生に対して学資を貸し付けて、修学を容易にしている

3 児童手当

- ・児童手当については、令和6年10月から国のこども未来戦略で示された『こども・子育て支援加速化プラン』に基づき、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代への延長、第3子以降の多子加算増額、支払月を年3回から年6回へ拡充が実施された

4 医療費等の負担軽減

- ・市町村が実施する子ども医療費助成事業に対しては、こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、県において助成を行っている

(関連データ)

私立学校経常費補助(一般補助)

(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	34,154,375	33,414,793	32,660,509	32,619,435	32,143,506
決 算 額	33,138,019	32,823,839	32,586,509	32,077,300	

施設等利用給付費県費負担金

R4 当初予算 4,370,000 千円 決算額 4,032,863 千円

R5 当初予算 3,940,000 千円 決算額 3,530,646 千円

R6 当初予算 3,680,000 千円

県立学校における要保護・準要保護児童生徒認定数(医療費・給食費)

令和2年度	要保護 43人	準要保護 13人	計 56人
令和3年度	要保護 44人	準要保護 16人	計 60人
令和4年度	要保護 37人	準要保護 22人	計 59人
令和5年度	要保護 35人	準要保護 24人	計 59人
令和6年度	要保護 30人	準要保護 19人	計 49人

資料:保健体育課(令和6年度)

要保護・準要保護児童生徒医療費援助額

事業名	R5年度		R4年度		R3年度	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額
(3)要保護・準要保護児童生徒医療費援助	300	61	300	13	300	6

資料:保健体育課(令和6年度)

千葉県保健師等修学資金制度の概要

根 拠	千葉県保健師等修学資金貸付条例(昭和 37 年 12 月 1 日条例第 33 号) 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則(昭和 37 年 12 月 1 日規則第 69 号)
貸付対象	(一般貸付け) 看護師等学校養成所の在学中で、将来千葉県内で保健師等の業務に従事しようとする者(県外校の在学中については、県内在住者等に限る。) (地域特別貸付け) 看護師等学校養成所の在学中で、将来千葉県内の規則で定める地域において業務に従事しようとする者(県外校の在学中については、県内在住者等に限る。)
貸付金額	(一般貸付け・月額) 保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金 (国公立) 16,000 円 (その他) 18,000 円 准看護師修学資金 (国公立) 7,500 円 (その他) 10,500 円 (地域特別貸付け) 一律 36,000 円
免除要件	(一般貸付け) 県内で保健師等の業務に 5 年間従事した場合、全額免除 (地域特別貸付け) 県内の規則で定める地域(香取海匠及び山武長生夷隅)で保健師等の業務に 5 年間従事した場合、全額免除

千葉県保健師等修学資金貸付実績

	R3	R4	R5
貸付額(千円)	378,516	375,541	375,318
[うち新規]	[121,419]	[124,253]	[124,008]
貸付者数(人)	1,820	1,793	1,782
[うち新規]	[586]	[588]	[588]

資料：千葉県医療整備課（令和 6 年度）

（目標の設定）

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

私立幼稚園や保育を必要とするこどもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。

認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。

生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を行います。

経済的な理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。

学校保健安全法に基づき、県立中学校・県立特別支援学校の要保護・準要保護児童生徒の学校病治療に関する医療費を援助します。

2 高等教育費の負担軽減

高等教育の修学支援制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。

県内外の看護師等学校養成所に在学する者に対して、学資を貸し付けて修学を容易にするとともに、卒業後に県内において看護師等の業務に一定期間従事した場合にその返還を免除します。

3 児童手当

子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

4 医療費等の負担軽減

市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。

医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。

【現状と課題】

1 ひとり親が抱える様々な課題への支援

・ひとり親家庭への経済的支援

- ・ひとり親家庭は経済的に困窮している世帯が多く44.5%の世帯が貧困状態にある
- ・仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間が持てないことも看過できない
- ・小さな子を持つ世帯の多くは、子育ての負担が大きいことから、短時間就労や自宅に近いことなど就労が制限されることがあり、パート・アルバイトなど不安定な雇用形態とならざるを得ない場合も多々ある
- ・生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当等の給付金や、自治体ごとの公共料金などの減免制度確実に受けられるよう、様々な機会を活用し、制度の周知を図る必要がある
- ・ひとり親家庭は、経済的な余裕のない世帯が多いことから、こどもの進学や転居など一時的に多額の費用が必要な際に、低利で利用できる貸付を行う必要があるため、母子父子寡婦福祉資金制度について、制度の周知を図るとともに、適正な利用を促す必要がある
- ・ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、県内市町村が行っているひとり親家庭等への医療費等助成制度に対して補助を行っている

・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- ・少子高齢化や核家族化など社会情勢が変化する中、世帯や個人が抱える福祉ニーズは複雑化・複合化しており、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現が求められている
 - ・ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間や、病気に罹患したときなどにこどもを預かってもらう支援が必要
 - ・子育てに追われているひとり親は、自身のワークライフバランスを考える余裕がないことと併せ、地域とのつながりが希薄になり孤立してしまいがちなことから、心身の負担を軽減する支援が必要
 - ・ひとり親家庭は世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合がある
 - ・こうした要因により経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭への公営住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要がある
- ・ひとり親家庭の就労支援
- ・ひとり親家庭の中で、約9割がすでに就業しているが、特に働いている母子家庭の母については、約半数がパート・アルバイト等の不安定な雇用形態で働いている
 - ・こどもが成長するにつれ、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得られることが重要となっている
 - ・ひとり親家庭が経済的に自立しこどものライフステージの変化に合わせた就労ができるよ

う、個々の事情に応じた就労支援体制を整備する必要がある

・ **ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援**

- ・ ひとり親家庭は経済的に困窮している場合が多く、こうしたひとり親家庭の子は家庭の経済状況を理由に、学校以外の教育機会に乏しいことや、希望する進路を諦めてしまう場合がある
- ・ こどもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等のこどもに届く学習支援が必要
- ・ ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取り組みを推進していく必要がある

2 ひとり親家庭に対する相談支援の強化

- ・ ひとり親家庭に対する支援においては、こどもの成長や親の高齢化など、生活環境の変化に応じて適切な支援を実施する必要がある
- ・ ひとり親家庭では、生計の維持や子育てに追われるため、支援情報の収集や支援手続きの実施に十分な余裕がない場合が多く見受けられる
- ・ このため、母子・父子自立支援員が中心となり、民生委員・児童委員・主任児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要がある

3 親子交流の促進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

・ **養育費確保支援**

- ・ 養育費は、離婚後の夫婦において、親の未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担する者であり、法律によって支払う義務がある
- ・ この支払い義務は生活保持義務といわれ、こどもに、自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務とされている
- ・ 養育費は離婚前に必ず取決めを行い、また、確実に支払うべきものだが、離婚前に養育費の取決めを行う者や、当初の取決め通りに養育費の支払いを行う者は少なく、ひとり親が経済的困窮に陥りがちな要因の一つとなっている
- ・ 離婚調停時に養育費の取決めを行わなかった者や、取決めどおりに貰えていない者について、相談支援が必要

・ **親子交流支援**

- ・ 両親の離婚は、こどもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがある
- ・ こどもがいきいきと生活し、身体的にも精神的にも健やかに成長し、社会で活躍し、幸せな家庭を築いていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要
- ・ 複雑な事情を抱えるこどもへの配慮と併せ、こどもの気持ちを最大限に尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要

・養育費や親子交流に関する周知・広報

- ・親は子を扶養する義務があることに加え、民法第766条では親子交流や養育に係る費用を分担する際に、こどもの利益を最も考慮しなければならないと規定している
- ・実際には、離婚した当事者同士が合意形成する際、親子交流の実施や親権の確保等で衝突することにより、養育費を不請求とする合意や非常に低額での合意に結び付いてしまうなど、養育費の支払い自体が離婚を合意する際の取引材料となっている場合がある
- ・こうした合意形成のプロセスは親から扶養を受けるのは子の権利であるという視点を欠如させる要因となってしまうため、経済的問題を解決するという側面と併せ、こどもの権利を確保していくためにも、正しい養育費の確保に関する知識を普及・啓発していく必要がある

(関連データ)

【検討中】

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R11年度)
【検討中】	()	

【施策の方向と具体策】

1 ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

ひとり親になったことによる世帯収入の減少や、こどもの進学等によって発生する一時的な費用について支援します。・児童扶養手当等の給付金や、公共料金等の減免制度等の確実な周知に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を実施します。

ひとり親家庭が就学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。

ひとり親家庭の自立を促進するべく、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスやひとり親家庭個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラム策定など、きめ細やかな支援に取り組みます。また、看護師等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とします。そのほか、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援する自立支援教育訓練給付金の支給割合の拡充や、ひとり親に対する就労支援に係る事業の対象要件を見直し、自立のタイミングまで支援を行います。

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や低所得世帯のこどもに対し、児童館・公民館・民家等において、学習支援を行うことにより、ひとり親家庭や低所得世帯のこどもの生活の向上を図ります。また、受験料、模試費用の補助を行うことでひとり親家庭や低所得世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。

2 ひとり親家庭に対する相談支援の強化

ひとり親家庭が抱えている問題を的確にとらえ、必要な支援機関につなげられるよう、相談・支援に携わる人材を対象に、各支援施策に関する研修会を行い、人材育成に重点を置き、より専門性の高い相談支援体制の整備を図ります。

福祉をはじめとする各種制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人など、個人や世帯が抱える福祉ニーズに対応した包括的な相談支援を行います。

3 親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進

離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて周知することや、公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親がこどもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。